



■補聴器をつけたら「きこえのトレーニング」が大切です。

使い始めは「不快」が当たり前。

「難聴」とは、「脳」に伝わる音の刺激が弱くなってしまった状態です。補聴器の役割は、入ってきた音を増強させて、聞き取りに必要な音の刺激を脳に送ることです。

しかし、かければすぐにみえるようになるメガネと違い、補聴器はつけばすぐにきこえるようになるわけではありません。難聴の脳は音の刺激が少ないことに慣れてしまっているため、補聴器で聞き取りに必要な音が伝わり「うるさい」「余計な音だ」と感じてしまうのです。

そこで大切なのが、聞き取りに必要な音量でも聞き続けられる脳に変化させるためのトレーニングです。家族や友人などと会話したり、日常生活を制限せずに、積極的に外出や趣味などを楽しんで、さまざまな音を意欲的にきくことを心がければ、音を認識する能力もアップします。

■補聴器ライフは定期的な「聴力検査」と補聴器の「お手入れ」が重要

補聴器のトレーニングは3か月程度が一般的ですが、トレーニングの効果を維持するためには、定期的なきこえの状態を確認することが大切です。自分では調子がいいと思っていても、医師の定期検査は必ず受けるようにしましょう。

また、補聴器は、精密機器のため、購入後のメンテナンスが大切です。購入した販売店へ行き、定期的な点検ときこえの検査を行いましょう。

✿【 基山町ではきこえの相談会を行っています。】✿

（予約制・相談無料）年4回（R7年度は3回）

購入前のご相談、購入後のアフターケアなどの相談に対応します。

- ・補聴器購入前の不安があればご相談に応じます。
- ・きこえの具合を確認しながら、適切にきこえるように微調整を行います。
- ・補聴器の取り扱いや掃除・乾燥などのお手入れ方法、電池についての説明を行います。

基山町難聴者補聴器購入費 助成のご案内



基山町では、聴力低下により日常生活に支障がある方に対して、補聴器購入費の助成を行っています。

家族や大切な友人との楽しい会話、習い事や地域活動への参加、音楽・映画鑑賞など、補聴器使用によるきこえの改善で、難聴者の方の快適な日常生活や社会参加を支援します。

また、補聴器の購入に関して悩まれている方や補聴器を購入したあとのアフターケアまで補聴器を安心してご利用いただけるようにサポートします。

【問い合わせ先】 基山町役場 プラチナ社会政策課

電話 0942-85-7056 FAX 0942-92-7184

助成要件

対象者（以下の①～⑤の要件すべてを満たす方）

- ①基山町に住所がある40歳以上の方
- ②片耳又は両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象にならない方
- ④認定補聴器技能者（※1）による補聴器の点検を定期的に行うことができる方
- ⑤世帯全員が町税等の滞納がないこと

対象経費

- ・補聴器本体（電池・充電器及びイヤーマールドを含む。）の購入費
- ※送料、診察料、文書料は含みません

助成額

- ・対象経費の2分の1の額とし、片耳の場合は上限5万円、両耳の場合は、合計した額の2分の1の額とし、上限7万5千円

※1 認定補聴器技能者とは、きこえの改善をサポートするプロフェッショナルです。補聴器の調整や使い方、アフターケアの説明を行います。

【注意事項】

1. 補聴器購入後の申請は助成対象外です。
2. 「医師の意見書」の証明を受けた日から3か月以内に申請書を提出してください。
3. 助成金の交付（※片耳・両耳問わず）の決定から原則5年を経過するまで、再度の申請はできません。
4. 補聴器購入後に別途発生した修理費やメンテナンス費用は助成の対象外です。
5. 住所地特例により他の市町村が介護保険サービス等を負担している方は対象外です。

申請から購入までの流れ

①役場窓口（プラチナ社会政策課）で申請書類を取得する
【 お渡しする書類 】 ①助成金交付申請書 ②医師意見書

②医療機関（耳鼻咽喉科）を受診し、「医師意見書」を作成してもらう

※医師（身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師）による意見書

③認定補聴器専門店等で相談、補聴器の試聴を行い、見積書を作成してもらい仕様書を取得する

④必要書類を役場に提出する

【 提出する書類 】 ①助成金交付申請書 ②医師意見書
③見積書（原本） ④仕様書（コピー可）

⑤助成金交付決定通知書等が届く→補聴器を購入する

- ・プラチナ社政策課から助成決定通知書、給付券・助成金請求書が届いたら、見積書を取得した販売店に行き補聴器を購入する
 - ・対象経費から助成額を差し引いた金額を支払う。
- ※助成金請求書と給付券（記入・押印）を販売店に渡してください

⑥購入後は、認定補聴器技能者によるサポートを受ける

- ・購入した販売店、もしくは、きこえの相談会（※2）で認定補聴器技能者によるアフターケアを受ける。

※2 きこえの相談会は、基山町役場で年4回（R7年度は3回）実施しているアフターサポートです。

- ・補聴器の利用状況をご本人または販売店に確認することがあります。